

# ライオンズクラブ国際財団 食料支援交付金プログラム



数十年間にわたり、世界の食料需要は世界人口の増加に伴い着実に増え続けています。食料生産の効率化が進む一方で、高まり続ける食料需要は異常気象や紛争とあいまって、食の問題を悪化させてきました。世界中で10億人近くが食料不安に悩んでいます。国際連合は、行動を起こさなければ2050年までに20億人近くが栄養失調になると推定しています。

LCIF食料支援交付金プログラムの目的は、食の問題の緩和に的を絞ったライオンズの奉仕事業のためのインフラ開発や設備の取得を支援することです。ライオンズ地区を対象に、1万ドル~15万ドルの交付金が提供されます。交付金は、事業の初期段階に必要とされる資金と特定の運営費に使用できます。



世界最大の奉仕組織の一員として、ライオ ンズには食料不足との闘いを主導する独 特の機会があります。ライオンズは、学校 給食プログラムを支援することで食の問題 の緩和に手を貸すことができます。学校給 食プログラムとは、通学している子どもた ちに食料を提供するあらゆるプログラムで す。学校給食プログラムは、家庭レベルで の食の問題を緩和する一方で、在学者数と 出席率を高めることにより、教育面と保健 面の両方で利益をもたらします。学校給食 プログラムに加えて、ライオンズはフードバ ンク、食料配給所、食料提供施設などを支 援できます。これらの組織は、家族が最も 必要としている時に食料を配布する不可 欠な役割を果たしています。

#### 事業例には以下が含まれますが、これらに限定 されません。

- 学校給食プログラムを開始または拡大する
- ・慈善事業として地域の人々に食料を提供している フードバンク、給食センター、同様の施設のインフ ラ需要を満たす

#### 典型的な事業経費に含まれるもの:

- フードバンク、給食センター、食料貯蔵施設の建設または拡張
- 学校給食プログラムの一環としてのキッチンや食 堂の建設または拡張
- 生鮮食品を保管する冷蔵庫や冷凍庫
- レンジやオーブンなどのキッチン設備
- 食堂や給食センターのテーブルと椅子などの家具
- 食品を輸送・回収・配達する車両

## ガイドライン

食料支援交付金は、事業につき1万ドルを最小金額として、15万ドルを上限に提供されます。すべての地区は、総事業予算の75%までを申請できます(最大申請金額は15万ドル)。

申請書は随時受け付けられますが、予定されている各LCIF理事会会議の90日前までに届いている必要があります。これらの会議は、毎年8月、1月、5月に開催されます。申請期限は2月1日、5月1日、10月1日です。LCIF理事会およびLCIFグローバル交付金部の職員は、必要に応じて追加の関連情報を要請する権限を有します。

この申請書に必要事項を記入する前に、食料支援交付金基準および規定に目を通してください。審査の対象となるかをLCIFが判断できるよう、下記の情報をもれなくご提出いただく必要があります。食料支援交付金プログラムに関するご質問は、グローバル交付金部 (LCIFGlobalGrants@lionsclubs.org) までお寄せください。

### 交付の対象となる事業の要件:

- ✓ ライオンズの事業であり、ライオンズが関 与していることが明確に認識できるもの
- ✓ 長期に及ぶメリットもたらすもの
- ✓ 一つのクラブが単独で手がけるには規模 が大きすぎる取り組みを支援するもの
- ✓ 相当額の現地マッチング資金を調達する もの
- ✓ 地域社会や地域においてライオンズの存 在を際立たせるもの

## 交付の対象とならない事業:

- X 農業や畜産を主眼とする事業
- X 栄養・園芸教育を主眼とする事業
- X 災害救援の場面で使用する設備
- **X** 申請額が1万ドルに満たない、または15万ドルを超えるもの
- X 単一クラブの事業
- X 食料の購入
- X 土地の購入
- X 個人への援助(事業は広く地域社会に貢献するものであるべき)
- X ライオンズの事業であることおよびその関 与の明示が欠けている事業



#### 1.LCIF食料支援交付金を申請できるのは誰ですか?

食料支援交付金を申請できるのはライオンズ地区です。複合地区には申請資格がありません。

#### 2. すでに始まっている事業や完了した事業は、資金援助の対象になりますか?

いかなる場合にも、食料支援交付金を利用できるのはまだ開始されていない企画段階の事業のみです。交付金は払い戻しの形では提供されません。理事会が決定を下す前に、多額の事業経費を支払うべきではありません。食料支援交付金の申請に当たっては、事業の開始日と完了日はもとより、年に3回開催され、食料支援交付金申請に関する決定が下されるLCIF理事会会議の時期も考慮に入れることが重要です。

#### 3. 見積書とは何ですか?

見積書とは、費用の見積もりまたは提示価格を記載した文書で、機器等の購入先となる製造業者または供給業者や、事業で作業を行なう建設業者から入手する必要があります。申請書提出時にこの書類が必要です。

## 4.現地マッチング資金の必要な食料支援交付金事業に対して、資金を提供しなければならないクラブの数はいくつですか?

少なくとも二つのクラブが、現地マッチング資金を確保および/または調達することにより、相当額の事業資金を負担しなければなりません。理想的には、さらに多くのクラブが交付金事業の開発と実施に関与することです。

#### 5.交付金申請者による現金の形での現地マッチング資金が必要ですか?

必要です。現物寄付など、現金以外の寄付もありがたいものですが、ライオンズの現地マッチング資金としては認められません。また、事業へのライオンズの労力奉仕時間も、金銭価値に換算することはできません。現地マッチング資金は、LCIFが資金提供を求められている事業のために、新たに集められた資金でなければなりません。

#### 6.交付金には最小申請額および/または最大申請額がありますか?

申請できる最小交付金額は1万ドル、最大交付金額は15万ドルです。すべての地区は、総事業費の75%までを申請できます(15万ドルが上限)。

#### 7.食料支援交付金は運営費に充てることができますか?

総事業費のわずかな一部であれば、立ち上げの費用と運営費に充てることができます。ただし、持続可能性に関する 詳細な計画によって、交付金が尽きたら運営費をどのようにして賄っていくかを説明しなければなりません。

#### 8.地区が一度に申請できる食料支援交付金は何件ですか?

どの時点においても、地区が進められる食料支援交付金事業は1件のみです。これは、承認済みであること、または審査の過程にあることを意味します。承認された交付金事業が、条件を満たす最終報告書の提出により完了すれば、新たに申請書を提出できます。

#### 9.申請期限はいつですか?

申請書の審査は、8月、1月、5月に開催されるLCIF理事会会議で行われます。申請書は、理事会会議開催日の90日前までにLCIFに届いている必要があります。申請期限は2月1日、5月1日、10月1日です。申請書は、申請締切日よりも十分に前もって提出することが推奨されています。不備のある申請書や、詳細が明確になるまでに追加の時間を要する申請書は、審査が後の理事会会議まで延期される場合もあります。

#### 10. 申請書がLCIFに提出されてからのプロセスはどのようなものですか?

LCIFより、申請書の受領をEメールまたは手紙でお知らせします。LCIFからのこの通信物には、受領日、予備審査(適格性を見極めるため)を行なうLCIF地域担当プログラムスペシャリストの氏名、申請を追跡するための交付金番号が記載されています。担当スペシャリストは、事業の目標や目的を明確にするために質問があれば、地区に連絡します。スペシャリストが申請と事業の適格性を判断する作業を進める中で、複数の疑問が生じるかもしれません。

ライオンズは、交付金の基準により厳密に沿ったものとなるよう、事業案の変更を求められる場合があります。また、返答の期限を指定されることもあります。不備のない適格な申請書のみが、LCIF理事会に提出されて審査を受けることができます。

#### 11. 理事会はどのような決定を下す可能性がありますか?

理事会は交付金を承認(申請額を全額、または減額して)、保留(追加情報や修正が必要なため)、または却下する可能性があります。保留とされる申請は、決定を下すには追加情報が必要とされるものであり、承認されたわけでも、却下されたわけでもありません。

#### 12. 交付金が承認された場合、交付金が下りるまでにどれくらいかかりますか?

交付金は多くの場合、条件付きで承認されます。食料支援交付金の主な条件としては以下が挙げられます。1)必要な現地マッチング資金を調達したことを証明すること、および 2)交付金承諾書に署名をしてLCIFに提出すること。その他に、理事会で適切とみなす条件が設けられる場合もあります。LCIFは、交付金のすべての条件が完全に満たされるまで、交付金を支給しません。ライオンズが必要な現地マッチング資金を集める期間は、交付金承認日から6カ月間です。

#### 13. 承認された交付金の管理責任者は誰ですか?

交付金に対する責任は交付金を受けた地区が負い、交付金承認の時点で職にあった地区ガバナーが、交付金管理責任者とみなされます。交付金管理責任者には、交付金が理事会に承認された目的で適正に利用されるようにする責任があります。また、交付金事業の完了に伴い、LCIFが最終報告書を遅滞なく受け取るようにする責任も負います。

## 食料支援交付金基準

- 1. 事業は、数多くの人々、また理想的には地域社会全体に役立ち、LCIFによる資金援助がもたらす慈善活動のインパクトを、最大限に高めるものでなければならない。さらに、社会においてリソースが不足している部門に役立ち、資金の必要性が明らかな事業が優先される。
- 2. 交付金の対象として考慮されるのは、交付金を申請するライオンズ地区または複合地区と参加クラブの財源および資金調達能力を超える事業である。単一のクラブによる事業は対象とならない。少なくとも**二つのクラブ**が、事業の資金援助に関与しなければならない。地区または複合地区による資金面での関与は、個々のクラブのすべてを代表するものとみなされる。
- 3. 交付金の事業案は、すべてのライオンズ地区(単一、準地区)が提出できる。単一または準地区が申請する場合には、現職の地区ガバナーが申請書に署名し、地区キャビネットが決議によってそれを承認しなければならない。申請が承認された適切な地区キャビネット会議の議事録が、申請書とともに提出されなければならない。

- 4. 申請できる交付金額は最大15万ドル、最小1万ドルである。申請が承認されても、承認された事業予算に基づき、必要な現地マッチング資金が調達されるまで交付金は支給されない。
- 5. すべての地区について、申請できる交付金額は事業予算の75%までである。(注:申請できる交付金額は最大15万ドル。)
- 6. 事業に対するライオンズの関与とその明示に加えて、交付金を申請するライオンズ地区または複合地区と事業に参加するクラブは、その事業に対する相当額の資金提供を約束しなければならない。事業に関与するクラブは、現地マッチング資金として同等の金額を負担する必要はないが、その事業の資金を主に一つのクラブが負担しているわけではないことを示すに足る額を拠出すべきである。現地マッチング資金の少なくとも半分は、交付金申請書を提出するライオンズが確保および/または調達しなければならない。(注:一つのライオンズクラブのみが資金援助をする事業は、交付の対象とならない)
- 7. いかなる時点においても、申請中または実施中の食料支援交付金事業は、地区につき1件のみとする。いくつかの国にまたがる地区については、国につき1件までとする。
- 8. いかなる場合にも、ある一つの事業に対して継続的に交付金が提供されることはない\*。食料支援交付金を受ける 事業または施設は、最終報告書提出後1年の期間を置かなければ、新たな交付金を申請することができない。以前 に交付金を受けた同じ事業に対して申請する場合には、その事業が目的を果たしたことが条件である。
  - \*複数の地区が関わる大規模な事業はこの要件の例外となる。この場合、事業に参加する各地区が、事業全体の中で地区が関わる個別の要素に対する交付金申請書を提出することができる。このような複数の申請は個別の事情に応じて検討され、一つの交付対象事業に関してどの時点においても最大3件の食料支援交付金申請が受け付けられる。申請においては、対象となる事業とのこれまでの重要な関係性を示す必要がある。
- 9. 交付金の申請に当たっては、事業に協力するすべてのパートナーから、支援を表明する旨の署名付きの文書を入手の上、添付すべきである。この文書では、提案されている事業に協力するパートナーの役割を説明するとともに、その支援の性質(資源、人員、現金、物品、その他)を明記するものとする。
- 10. 食料支援交付金は、LCIFの他の交付金プログラムを活用することが適切な事業に対しては交付されない。LCIFの他のプログラムに関する情報は、www.lcif.orgに掲載されている。また、LCIFに連絡して入手することもできる。
- 11. 日常的なメンテナンスに充てる資金を求める交付金申請は、個別の事情に応じて検討される。交付金は通常、新たな政府規制に適合させるための増改築には利用できない。
- 12. 運営費に充てるための資金を、事業予算および交付金申請額の一部として含めることができるが、このような資金は、事業を開始するか、大幅に拡大するために使われる場合に限り認められる。申請者は、LCIFの交付金が使い果たされた後は運営費をどのようにして賄っていくかを明示しなければならない。提案される運営費は、交付金事業予算全体のわずかな一部であるべきである。
- 13. LCIF理事会会議は年3回開催される。その開催時期は、8月、1月、5月である。申請期限は2月1日、5月1日、10月1日である。交付金申請書がLCIF理事会の審査を受けるには、LCIF理事会会議の90日前までに、不備のない状態でLCIFに提出されなければならない。追加情報を求められる場合が多いため、申請書は締切日に十分に先立って提出することが推奨される。注:不備のある申請書や、詳細が明確になるまでに追加の時間を要する申請書は、審査が後の理事会会議まで延期される場合もある。

- 1. LCIFの資金援助を求める事業は、ライオンズの事業であることが明確に認識できるとともに、現地ライオンズが継続的に関与するものでなければならない。優先される事業は、ライオンズがボランティア奉仕を提供するとともに、従来から支援してきた実績があり、事業および/または関連施設の運営に資する明確に認識可能な役割を持つものである。
- 2. 各交付金申請は、事業自体の利点と、LCIF理事会が定める基準とLCIFの人道的資金援助の優先事項を満たしている程度のみに基づき評価される。
- 3. LCIF食料支援交付金は、初期の開発(計画)段階にある事業を対象とするものである。LCIFが資金提供を求められる事業は、すでに開始されていてはならない。これは、LCIFが決定を下す前に、賃借、ローン、または手付金によって部分的に確保され、あるいは取得された設備についても当てはまる。さらに、完了した事業は資金援助の対象とはならず、また交付金は借金の返済、準備金の設置、または交付金の承認に先立って生じた事業費の払い戻しに使用してはならない。払い戻しとして資金援助を申請する事業は対象から除外される。
- 4. LCIFに提出される申請書には、交付金事業の受益者となる単一の組織、法人、プログラム、または団体が明記されていなければならない。複数の受益組織を支援する事業を提案する申請は対象から除外される。
- 5. 申請地区外/国外で事業を実施しようとする地区または複合地区からの申請は、個別の事情に応じて検討される。交付金事業が申請地区の国外で行われる場合には、その事業は現地ライオンズ地区の承認を得るものとし、彼らが積極的に関与することが望ましい。クラブがあっても地区が編成されていない国については、事業実施地に最も近いクラブがその事業を承認する必要がある。いかなる場合にも、事業における現地ライオンズの役割に関する詳細な情報がLCIFに提供される必要がある。現時点でクラブが存在しない国々では、申請を行うライオンズ地区は、その事業を適切に監督、評価、および報告する能力があることを証明できなければならない。地区未編成地域からの交付金申請は、個別の事情に応じて、かつ国際協会の組織構成に従って検討される。
- 6. 交付金を申請するには、該当する交付金申請書に必要事項をもれなく記入することにより、事業案を提出しなければならない。事業予算は、事業の収入源と支出項目がすべて明記され、収入額と支出額が一致していなければならない。不備のある申請書や他の形式によって提出された事業案は、検討の対象とはならない。
- 7. 申請者が、申請に関するLCIFからの連絡に対して120日以内に返答しなかった場合には、その申請書は取り下げられたものとみなされる。再提出が必要となる場合がある。
- 8. 以前に却下または取り下げられた申請書については、却下/取り下げの理由に応じて内容を修正した場合にのみ、再提出することができる。
- 9. 現地マッチング資金は現金のみとする。土地、労働力、資材等の現物寄付は、交付金事業案の強みとなるので、事業を説明する際に強調されるべきではあるが、LCIFの交付金に対するマッチング資金の一部として予算に含めることはできない。また、現地マッチング資金は、提案されている事業のために直ちに使用できるか、拠出が誓約されている現金でなければならない。
- 10. 該当する場合には、申請書をLCIF理事会または他の承認機関による検討に付する前に、交付金申請に必要な現地マッチング資金の半分以上が集まっていることが確認されるものとする。資金が集まっていることを裏付ける最新の銀行取引明細書が提出されなければならない。承認の検討に先立ち集められているべき現地マッチング資金に関して独自の具体的なガイドラインが設けられている交付金プログラムにおいては、そのガイドラインに従う。
- 11. 申請者は、交付金承認日から6カ月以内に、現地マッチング資金を調達・確保しなければならない。注:LCIFは、現地マッチング資金が調達され、事業の実施に直ちに使用できるようになるまで、交付金を支給しない。交付金の対象として承認された事業は、妥当な期間内に実施されるものとし、交付金承認日より2年以内に完了しなければならない。期間延長は、個別の事情に応じて認められる場合がある。LCIFは、申請者と十分に協議した上で、この2年の期間内に開始されない、または十分な進捗が見られない事業に対する交付金を取り消す権限を有する。交付金が取り消された場合、適切な文書記録のない支出金はすべて、LCIFに返還されるものとする。

- 12. 承認された交付金は、交付金承諾書に記載された適切なライオンズ受給者(クラブ、地区、複合地区)を受取人として支払われる。交付金承認時の地区ガバナーまたは複合地区協議会議長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。クラブレベルの交付金の場合には、交付金承認時のクラブ会長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。交付金管理責任者は、LCIF交付金を事業のために使用し、使途を説明する責任を負う。事業が新会計年度に持ち越される場合には、交付金管理責任者は、その年度の地区キャビネットまたは複合地区協議会に、LCIFに提出した事業の経過報告書および最終報告書の写しを提出しなければならない。LCIFは、必要に応じて交付金管理責任者および事業委員長を交代させる権限を有する。複数国で構成される地区および地区未編成地域の交付金管理責任者と事業委員長は、個別の事情に応じて選出される。
- 13. ライオンズクラブの会員またはその家族は、LCIF交付金の結果として個人的または職業的な恩恵を受けたり、LCIFの援助を受ける事業から独占的な利益を受けたりしてはならない。寄付者および一般人に対するLCIFの説明責任を踏まえ、交付金受給者は、交付金支出を許可する署名権限のある交付金管理責任者、事業委員長、その他の個人が、本交付金の適用および遂行と相反する可能性のある、または相反するように見える個人的、財政的、または職業的な利益を持つことのないよう、妥当な措置をすべて取らなければならない。利益相反がある、またはあるように見える場合には、直ちにそのことをLCIFに開示しなければならない。
- 14. 受給者は、本事業においてはライオンズ・インターナショナルが、その財団であるライオンズクラブ国際財団(LCIF)による支援を通して、役割を果たしたことを認識するものとする。事業が有形物を伴う場合には、「本事業はライオンズ・インターナショナルおよびその財団であるライオンズクラブ国際財団の協力を得て実現した」といった文言が刻まれた銘板や標識を、目立つ形で取り付ける必要がある。また、あらゆる広報関連資料においても同様に、本事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与に言及しなければならない。最終報告書提出時には、事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与が明示されていることを立証するものを合わせて提出しなければならない。この交付金を理由に取材を受けた場合には、その報道記事のコピーを交付金活動の記録の一部としてLCIFに提出する必要がある。
- 15. 交付金受給者は、事業完了後、事業の成果およびLCIF交付金の正確な使途を詳記した綿密な報告書を提出する責任を 負う(報告用紙は交付金提供時の通知に添えて送付される)。完了した事業の報告書の提出を怠った受給者は、以後さら なる交付金を受け取る資格を失うことになる。
- 16. 交付金受給者に影響を及ぼす為替レートまたは事業経費の変動にはLCIFの制御は及ばない。LCIFは、交付金受給者に 別段または追加の援助を提供する義務を負わない。
- 17. LCIFは、LCIF交付金が使われた可能性のあるいかなる施設または設備についても、その所有権を一切放棄するとともに、すべての責任を否認する。LCIF交付金が使われた施設または設備の譲渡または売却を希望する場合には、交付金受給者はLCIFにその旨連絡し、かかる譲渡または売却によって恩恵を受ける対象者について、LCIF職員に相談するものとする。LCIFから書面による明確な承認がない限り、LCIF交付金が使われた施設または設備はすべて、交付金承諾書原本に記載の目的および規定ならびにLCIFの方針に従い、各地域で慈善を唯一の目的として当該の施設または設備を使用し続けていく適切な慈善団体に対してのみ、譲渡または売却されなければならない。さらに、かかる施設または設備の譲渡あるいは売却によって得られた資金はすべて、各地域で慈善を唯一の目的として使用されなければならず、個人または慈善を目的としない団体に私的分配や私益をもたらすことがあってはならない。
- 18. 交付金申請書において医療施設への支援を要請する場合には、貧困者や無保険者を支援してきた実績のある非営利または公共施設に対するものに限り、検討の対象となる。
- 19. 車両購入に対する資金援助を行う交付金プログラムにおいては、交付金申請者は、1件の交付金申請につき1台を超える車両への支援を求めないものとする。1台を超える車両購入への支援を求める交付金申請については、審査プロセスにおいてさらに厳密な精査が行われ、複数の車両購入を正当化する説明が必要となる。さらにLCIFとしては、車両購入が唯一の主な事業経費ではない申請が望ましいが、入念に設計された事業においては車両購入が唯一の主要事業経費となる場合もあることを認める。

## 食料支援交付金申請書

#### 一般情報

日付:
事業名:
事業が行われる場所:
LCIFに対する申請額(米ドル):
事業案を提出するライオンズ地区(単一または準)

#### 事業の説明、目標および目的

- 1. 問題の特定、および事業を行うことの正当性。以下について説明してください。
  - a. 取り組もうとしている具体的な問題はどのようなことですか?
  - b. 事業によって何が達成/改善されますか?事業を行なう理由とその正当性について、詳しくご説明ください。
  - c. 達成しようとしている目標および目的についてご説明ください。事業の数量的成果を具体的に挙げてください。
  - d. 対象となる地理的地域と地域社会はどこですか?可能であれば、統計を性別と年齢層で分けた社会・経済的 データを含めてください。
  - e. この事業の直接的な受益者の年間推定数をご記入ください。その数はどうやって算出しましたか?
- 2. 事業の戦略と行動計画。以下の情報をご記入ください。
  - a. この事業の目的がどのように達成されるか、詳しい計画をご記入ください。
  - b. 事業の実施から完了までのスケジュール(主な節目を含む)をご記入ください。
  - c. 施設の改修/拡張を提案する場合には、建築設計図を提出してください。提案する建設または改善の妥当性に 関する説明も添えてください。
  - d. 資本設備を購入する場合には、使用方法を説明してください。購入予定の物品に関する製品カタログおよび見 積書を添える必要があります。
  - e. より多くの人々に手を差し伸べるための奉仕の拡大を計画している場合には、これまでの受益者数を教えてください。
- 3. 事業のパートナーおよび関係者に関する補足情報を提供してください。
  - a. 食の問題を緩和するために提供しているサービスを含めて、各事業パートナーの略歴をご記入ください。
  - b. 各パートナーの役割と責任についてご説明ください。
  - c. 各パートナー組織から、事業に対する支持とその役割および関与を記した文書を入手し、添付してください。
- 4. 事業が今後どのように持続されるかをご説明ください。運営費、維持費、管理費を誰が負担するかをご説明ください。収支の概要を含む、5年間の財務計画を詳しくご説明ください。

#### ライオンズの事業であることおよびその関与の明示

- 1. 事業管理、資金調達、広報、アドボカシー、および事業の実施において、ライオンズはどのような役割を果たすでしょうか?ライオンズの関与についての関連の経緯を含めてください。
- 2. 事業には、いくつのライオンズクラブが参加しますか?参加するクラブの具体的な役割/責任を列記してください。
- 3. LCIFによって実現された事業であることを明示するための計画を説明してください。事業の広報資料やメディアでは、LCIFとライオンズ双方の支援と関与が明示されている必要がありますので、ご留意ください。

#### 事業予算

- 1. 事業予算の経費について簡単にご説明ください。
- 2. 下記のテンプレートを使って、事業全体の予想収支を含めた予算の内訳をご記入ください。
  - ・収入欄には、すべての資金源を個別に列記し、それぞれの拠出額を明記してください。<u>二つ以上のクラブによる資金提</u>供が証明される必要がありますので、ご注意ください。
  - 財源ごとに状況(徴収済み、誓約、および/または見込み)を書き添えてください。集まっている資金については銀行取 引明細書による裏付けが必要であり、資金提供が誓約されている場合には、個々の寄付者からの書面による裏付けが 必要です。
  - ・支出欄には経費を項目別に列記してください。購入予定の項目については、見積書を添えてください。
  - 使用される通貨と米ドルに対する為替レートをご記入ください。収入額と支出額は一致していなければなりません。

使用通貨:	
米ドルに対する為替レート:	

収入			支出				
資金源	金額	状況	備考	経費	項目	金額	経費に関する説明
ライオンズ				1			
				2			
パートナー				3			
				4			
LCIF		見込み		5			
				6			
合計	\$0.00				合計	\$0.00	

#### 主な連絡窓口

氏名、役職、Eメールアドレスを含めて、事業に関わるライオンズおよび非ライオンズ全員の連絡先情報を提供してください。

#### 申請書の承認

- 各交付金申請書には、キャビネットが承認したことの証明が含まれていなければなりません。申請書が承認されたキャビネット(単一または準地区)会議の議事録を1部提出してください。
- 地区ガバナーが申請書に署名しなければなりません。

#### 地区ガバナーの承認(単一地区および準地区レベルの交付金申請書)

ここに、私がLCIF食料支援交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述された通りの必要が存在します。私は、本申請書を承認するとともに、資金が交付された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

地区ガバナー氏名	地区名
電話番号	FAX番号
Eメール	
	日付

## 申請書提出前の確認事項

食料支援交付金申請書を提出する前に、下記の確認事項に目を通し、申請書に不備がなく、LCIFに提出する準備が整っていることを確認してください。

- ✓申請書に記載されているすべての質問に詳しく答えた。
- ✓地区キャビネット会議(地区レベルの申請の場合)または複合地区協議会会議(複合地区レベルの申請の場合)の議事録が添えられている。
- ✓ 現職地区ガバナー (地区レベルの申請の場合) または現職複合地区協議会議長 (複合地区レベルの申請の場合) による承認の署名が付されている。
- ✓提出する必要のある、下記の補足書類が含まれている。
  - 建築事業の場合、設計図、費用の見積もり、土地所有権を証明する書類
  - 設備を購入する事業の場合、購入予定のすべての物品に関する製品カタログ、見積書、供給業者の提示価格
  - 事業の将来の収入および運営費を概説した5年間の財務計画
  - 事業における役割を概説したパートナー組織からの覚書または書状
- ✓LCIFに提出する前に、申請書類一式を保管用に複写した。

## 申請書の提出

申請書は、直接LCIFグローバル交付金部に提出しなければなりません。申請書が他の課を通して提出された場合には、申請期限を過ぎてからLCIFに届き、審査プロセスが遅れる原因になりかねないことをご了承ください。2週間以内に返答が得られない場合には、ご連絡の上、申請書が受理されたかをご確認ください。

記入済みの申請書と必要な補足書類は、郵送でもEメールでも受け付けておりますが、可能であればEメールでご提出ください。1部のみ下記宛てにお送りください。郵送でご提出の場合には、信頼のおける国際宅配便(DHL、FedExなど)をご利用ください。万一郵送中に紛失事故が生じても、追跡が可能となるはずです。

Lions Clubs International Foundation | Global Grants Division | 300 W. 22nd Street | Oak Brook, IL 60532-8842

会則地域1(米国) - USAGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域2(カナダ) - CANADAGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域3(中南米・カリブ海諸島) - LATAMGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域4(ヨーロッパ) - EUROPEGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域5(東洋東南アジア) - OSEALGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域6(インド、南アジア、中東) - ISAMEGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域7(オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア) - ANZIGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域8(アフリカ) - AFRICAGlobalGrants@lionsclubs.org

